

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	那覇市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/syougai/

執行機関名 那覇市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)別表第1第4号 那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第百二十三号)第1条	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他のほかの支援を総合的に行い、もって障害者	第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の聴覚障害のある児童(以下「軽度・中等度難聴児」という。)の補聴器装用による言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的として、軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入及び修理に要する費用の一部について補助金を交付するものとし、その交付については、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるも
⑦独自利用事務の関連規範		那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱